

(要約版)

墨書土器からみた古代日本の飲酒とその位置づけ -儀礼・祭祀・共同飲食-

助成研究者 荒木志伸(山形大学)

1. 目的

本研究は、奈良・平安時代の酒をめぐる活動について墨書土器を素材として検討し、律令国家の地方支配の実態を解明することを目的とする。

奈良・平安時代において、酒はその生産・管理に於いて厳密な管理下に置かれ、地方における飲酒行為は石川県加茂遺跡より発見された榜示札木簡等に見えるように、厳しく制限されていたとされる。『律令』春田祭田条などにもうかがえるように、支配者と村の人々との積極的な共同飲食および飲酒の場面は、地域社会において重要な場であり、そこで酒が果たした役割は非常におおきなものがあった。

近年、発掘調査により数十万点を超えるともいわれる膨大な数の墨書土器が全国より発見されている。本研究では東北地方から出土する「酒」「酒杯」「酒女」と記された墨書土器（以下、文中では「酒」関係墨書土器とする）について検討を行った。文献史料に乏しい奈良・平安時代の地方社会において、酒が果たした役割について解明することがその目的である。

2. 方法

(1) 対象となる遺跡の検索

「酒」関係墨書土器が出土した遺跡を、全国の事例についてその傾向をつかむため調査した。特に、東北地方の資料は『青森県史』資料編などを活用した。そのうえで、詳細な観察を行うべき遺跡として20か所を選定した。しかし、研究開始直前に起きた東日本大震災により東北地方の埋蔵文化財センターやその収蔵施設が甚大な被害を受け、調査ができる環境ではなくなつた。したがつて、たゞこ総合研究センター事務局と打ち合わせの上、日本海側の遺跡に重点を移して出来る範囲で研究を推進することとなつた。

実物を観察する際には、以下の点に留意して観察・検討を行うこととした。

① 物資料の考古学的観察 ②写真資料の調査による出土状況の確認

また、墨書土器の考古学的な観察方法については、以下について実物を詳細に確認する。

- (i) 故意に打ち欠きされているか否か (ii) 煤・油煙などの付着物の有無
- (iii) 通常土器を食器として使った場合に付く痕跡の有無

上記の3視点により「酒」関係墨書き土器を観察することで「どのように使われていたか」を明らかにしたいと考えた。なお、調査の際には、観察結果を確実におさえることができるよう、申請者が所蔵する高感度デジタルカメラを使用して使用痕跡や付着物について記録し、後述する成果の公開にあたっての基礎資料とした。

3. 結果

(1) 「酒」関係墨書き土器の全国的な出土傾向

全国で約50遺跡、100点を超える点数が出土し現段階も増加している。文字内容の解釈に問題を含むものも入れると、その数はさらに増加するものと考えられる。地域的には、千葉県内の集落周辺で大量に出土する。そもそも千葉県域全体の出土量が多いことに起因するが、それらを考慮した上でも、東日本に特徴的に出土する傾向はゆるがない。「酒」関係墨書き土器を使用した儀礼・飲食の場は東日本的に特徴的であった可能性がある。

(2) 秋田県と山形県の事例検討および比較検討

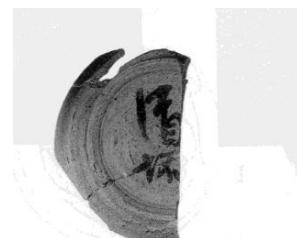
秋田県（出羽国北半）と山形県（出羽国南半）について、集中的に実物観察や出土状況の検討を行った結果、異なる傾向が確認できた。

「酒」関係墨書き土器が出土したのは、秋田県内が5遺跡、山形県内が1遺跡であり、圧倒的に出羽北半の方が多い。数量的にも山形県側を凌駕している。

注目されるのは秋田城出土の墨書き土器である。その文字内容は非常にバリエーションに富んでおり、「酒所」「厨酒杯」「酒厨」など、酒の管理施設の存在を示すものや、「御酒」のような酒の区分を指すような表現がみられる。秋田城以外も官衙的な機能が推測される遺跡からの出土が目立ち、公的な機能が酒を管理していた様子がうかがえる。

一方で、山形県内では「酒」関係墨書き土器はほとんど見られない。その管理の仕方に違いがあるのか、あるいは在地における酒の位置が異なるのかなど様々な背景が想定されるが、「酒」関係墨書き土器のみからで解明することは不可能である。

本研究を進めるなかで気付いた点としては、両県では「酒」以外の墨書き土器の文字内容にも大きな違いがありそうなことである。今後は、各県の遺跡のなかにみえる違いも含め、こうした相違の背景についても検討を進めたい。



秋田県内出土の「酒」関係墨書き土器（『青森県史資料編古代2』青森県2004より）